

日本教育カウンセラー協会認定「教育カウンセラー」制度規程

（目 的）

第1条 特定非営利活動法人日本教育カウンセラー協会定款第5条(2)に基づく「教育カウンセラー」の資格審査を適正に行うためにこの規程を設ける。

- 2 教育カウンセラーの資格は、その知識・技能・経験などに応じて、初級・中級・上級の3種類とする。それぞれの資格要件については別に定める。

（資格認定）

第2条 資格認定の業務を行う資格認定委員会を理事会に設ける。資格認定委員会の細則は別に定める。

- 2 資格認定は、資格認定委員会が行う審査、考査を経て、理事会が決定する。

（認定の申請手続き及び審査料・登録料）

第3条 認定の申請手続き及び審査料・登録料については別に定める。

（認定証の交付等）

第4条 認定を受けた者は、本協会認定「教育カウンセラー」名簿に登録され、認定証が交付される。

- 2 認定証の有効期間は7年とし、一定の手続きを経て更新することができる。
- 3 申請書類の虚偽記載、認定の不正及び倫理綱領に違反する行為があった場合、また会費未納の場合は、認定を取り消すことができる。
- 4 認定を失効した者に対しては、本協会広報に公示するとともに、登録名簿から抹消し、認定証の返還を求めるものとする。

（公 示）

第5条 資格認定についての公示事項は協会広報に公示する。

（職務・倫理綱領）

第6条 本協会認定「教育カウンセラー」の職務の範囲、倫理綱領等については別に定める。

付則 本規則は平成14年9月1日より実施する。